



その他(木くず・せん定枝、家電など)リサイクルについて



木くず・せん定枝、パソコン、家電リサイクル法対象品目は、市の処理施設では受け入れられません。



木くず・せん定枝

福岡市内における民間処理施設の受け入れ体制が整ったことから、市の処理施設では受け入れを行っていません。

処理方法

民間リサイクル施設へ搬入してください。
各施設の搬入条件や料金などは直接問い合わせください。
※自己搬入ができない場合は、産業廃棄物以外の木くず・せん定枝は一般廃棄物収集運搬許可業者(P7参照)に収集を依頼してください。

リサイクル施設

中山リサイクル産業(株)	東区箱崎心頭4丁目13-1	TEL 092-292-8488
木材開発(株)	東区東浜2丁目85-25	TEL 092-292-6470
(有)南部グリーンサービス	南区柏原685	TEL 092-566-1328
(株)梶原組	早良区小笠木字中原736	TEL 092-801-0045
早良西造園協同組合	西区羽根戸字池の下786-1	TEL 092-811-8231



パソコン

資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられており、メーカー各社によって、回収・リサイクルルートが設けられています。

対象機器



※付属品の回収はメーカーにお問い合わせください。

処理方法

メーカーがわかっている場合



メーカーの受付窓口にお申し込みください。

自作パソコンやメーカーがない場合



産業廃棄物として適正に処理してください。

お問い合わせ先 (公財)福岡県産業資源循環協会
TEL 092-651-0171

料金は、メーカーや業者によって異なります。それぞれお問い合わせください。



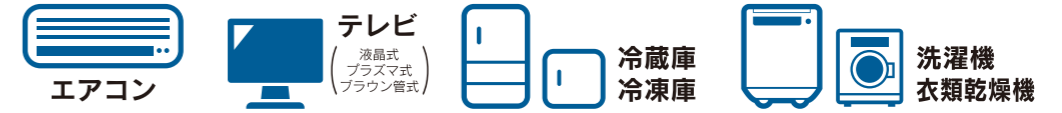
メーカーの受付窓口など、パソコンのリサイクルに関する詳細は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページ (<https://www.pc3r.jp/>) をご覧ください。



家電リサイクル法対象品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています。

対象機器



家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象です。専ら業務用として製造・販売されている機器は対象外になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

処理方法

買い替えの場合



新しい製品を購入する
小売店に引き取ってもらう

処分のみの場合



購入した小売店に
引き取ってもらう

小売店が不明の場合



お近くの回収協力店(ヤマダデンキ)に引き取りを予約するか、郵便局で手続きをした後、指定引取場所*へ直接持ち込む方法があります。
※詳しくは下記リサイクルポイントをご参照ください。

料金

$$\text{※1 リサイクル料金} + \text{※2 収集運搬料金} = \text{※3 支払金額}$$

※1 品目やメーカーによって異なります。
※2 小売店によって異なります。
※3 家電リサイクル券の控えを受け取りましょう。



対象機器、対象外機器の詳しい例示やメーカーごとのリサイクル料金一覧、指定引取場所、リサイクルの手続きなどは、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。

